

町・県民税 給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

法人番号又は個人番号 ※1

池田町長 殿
(特別徴収義務者)
住所 (所在地)
氏名 (名称)
特別徴収義務者指定番号
電話番号
部署名 担当者名
給与所得者
個人番号 ※1
宛名番号
フリガナ 氏名
異動後の住所
(ア) 特別徴収税額 (年税額)
(イ) 徴収済税額
(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)
異動年月日
異動の事由
1 退職
2 転勤・転職
3 休職・長休
4 死亡
5 会社解散
6 その他
1月1日以降退職時までの給与支払額 ※2
控除社会保険料額 ※2

◎異動後の未徴収税額(ウ)の徴収方法をABCから選択し該当記号を○で囲んでください。

A 一括徴収
(ウ)の額も特別徴収義務者が給与等から徴収する。
一括徴収した税額は 月分(月日納入)で納入します。
徴収予定
徴収予定月日 徴収予定額 合計 上記(ウ)の金額
1月1日～4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。
下記を選択し、本人申出の際は本人押印のこと
異動が12月31日までの、本人申出があったため
異動が1月1日以後で、特別徴収継続の希望がないため

\* 死亡退職の場合の未徴収税額については普通徴収の方法をとってください。

B 普通徴収
(ウ)の額を本人が支払う。
池田町役場より、本人あてに納税通知書をお送りしますので、その旨を本人にお知らせください。

C 特別徴収継続
(ウ)の額を新しい特別徴収義務者が徴収する。
フリガナ
名称
法人番号
所在地
〒
送付先
〒
電話番号
担当者名
月割額
月分(月日納入)
円を から納入します。
特別徴収義務者指定番号

\* 提出の流れ:旧事業所(上段記入)→新事業所(C欄記載)→池田町
\* 新・旧いずれの事業所も社印の押印が必要です。

※1 平成29年1月1日以降退職されるの方については、個人番号および法人番号(法人番号の指定を受けていない場合は事業主の個人番号)の記載が必要です。

※2 記載の有無に関わらず、給与支払報告書の提出が必要です。

個人コード
賦課年度
1
2
3
4
月割 期割
済月 開始 済期 開始

備考

\* 不足する場合は、複写してご使用ください。